

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年12月16日

横浜市契約事務受任者
鶴見区長 森 健二

- 1 契約の概要
鶴見区北寺尾四丁目地内合流下水道管緊急修繕工事
(内径400mm本管修繕工 一式)
- 2 履行（納品）場所
鶴見区北寺尾四丁目23番5号地先
- 3 契約日
令和3年11月16日
- 4 履行日又は履行期間
令和3年11月16日から令和3年12月17日まで
- 5 契約金額
¥3,531,000. - (うち 地方消費税等相当額 ¥321,000. -)
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
請負人 株式会社大栄工業
住 所 横浜市西区北軽井沢55番26号
担当者 代表取締役 金山 正虎
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
鶴見区北寺尾四丁目地内において、内径400mm下水道本管(合流)の破損が原因で道路内に空洞が発生しており、道路陥没の可能性が非常に高かったため。
- 8 契約の相手方の選定理由
株式会社大栄工業は、今年度の鶴見土木管内下水道修繕工事（その3）にて隣接箇所
の修繕工事を行っているため現場状況を熟知しており、同様の工事を施工しているため
本工事に関する経験が豊富であることから、緊急修繕業者に選定した。
- 9 所管課
鶴見区鶴見土木事務所